

保存版

矢板市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して
3つの安心を手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

株式会社サイネックス



もくじ 【 Contents 】



01 空き家を 放置していませんか？ 2	07 売却のこと 14
02 空き家について 考えてみましょう！ 4	08 賃貸のこと 15
03 我が家の将来を考えよう 6	09 解体のこと 16
04 空き家を所有 することになったら 8	10 空き家等に関する 補助事業 17
05 空き家を管理する 場合には 10	11 空き家の相談窓口 18
06 空き家を管理できない 場合には 12	12 空き家バンク 20



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

矢板市 空き家の手引き

令和6年9月発行

無断で複写、転載することはお遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 栃木支店
〒321-0924 栃木県宇都宮市下栗1丁目21番18号
TEL.028-632-9711

※掲載している広告は、令和6年9月30日現在の情報です。

〈 広 告 〉



空き家の解体工事お任せください。

建設、産業廃棄物収集運搬など
幅広いニーズにお応えします。

建設業

一般貨物自動車運送事業

残土処分

解体工事業

上下水道工事



株式
会社 新野重建

〒329-2135 矢板市中687-1
TEL 0287-43-9885

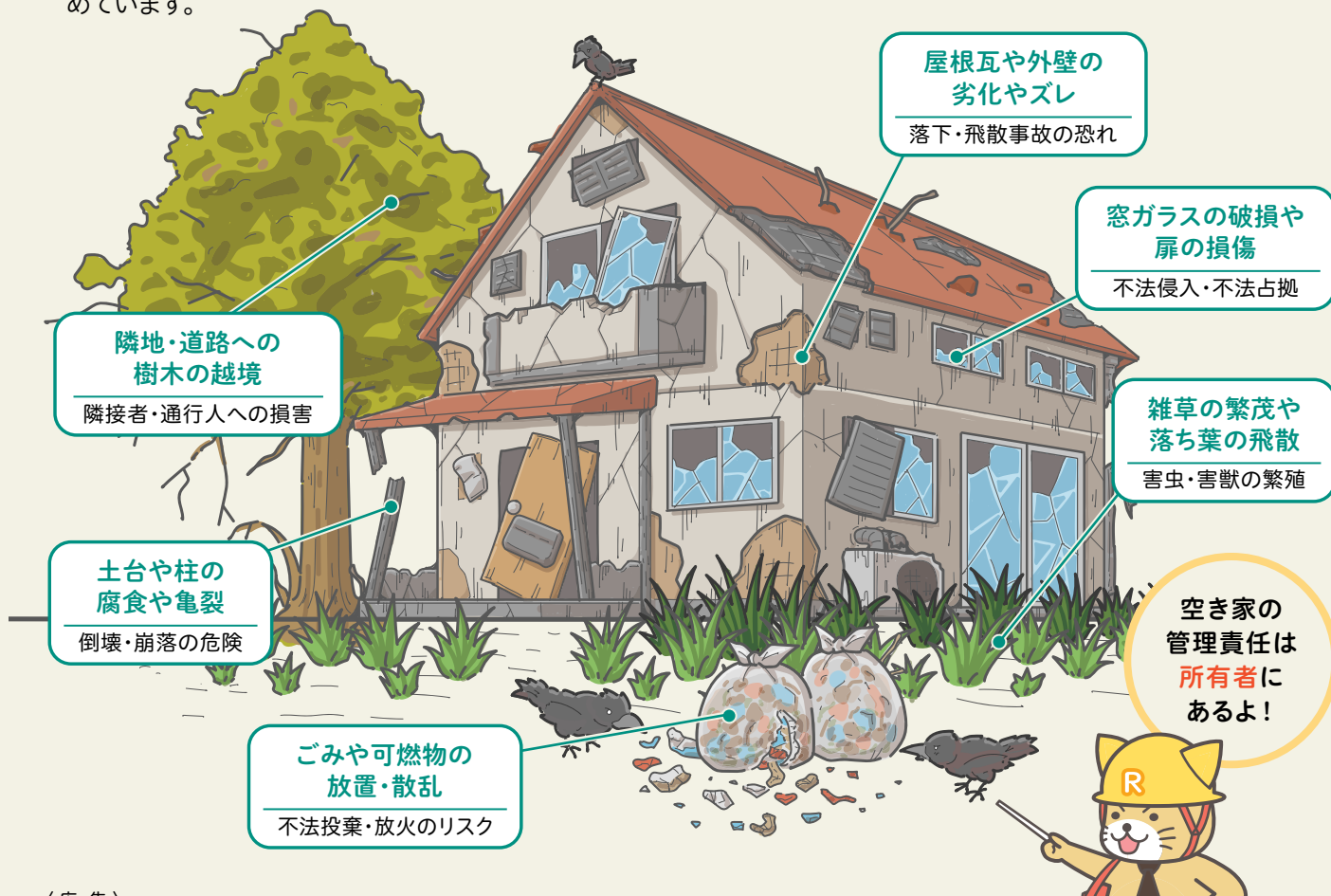


空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

矢板市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、平成31年3月に「矢板市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



〈 広 告 〉

買取り強化中

空き家無料査定

お気軽にご相談ください

信頼と実績の不動産



株式会社 ^{ミツ}三星商事 ^{ボシ}

栃木県知事免許 (15) 第000636号

矢板市扇町2丁目2番1号 TEL 0287-43-2483

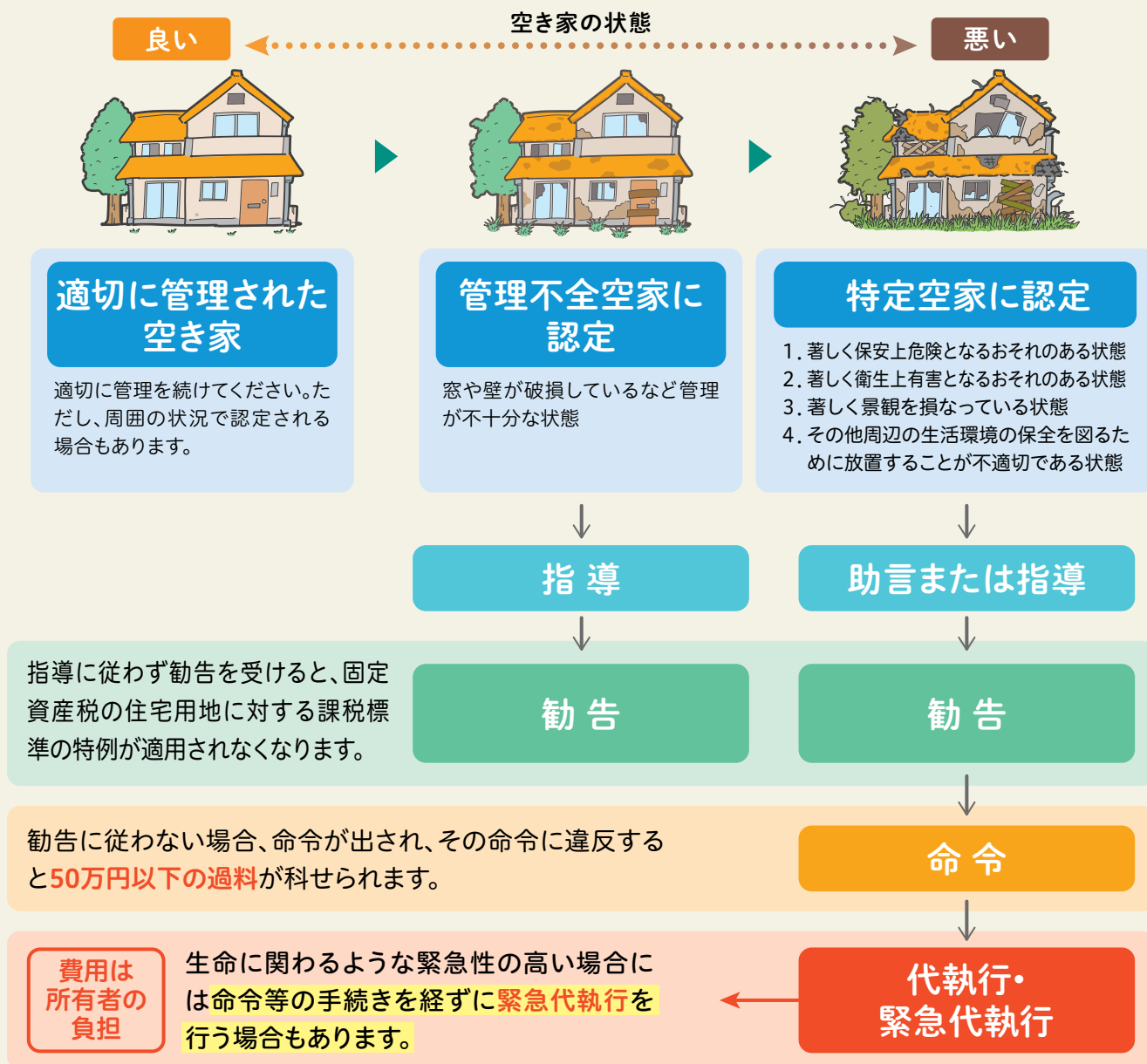
Email : mitubosi@chive.ocn.ne.jp



< 公式 HP >

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉



**空き家の「処分」でお困りの方、
空き家の解体は、
有限会社小久保商会にお任せください!!**

土木工事・とび土工工事・解体工事
栃木県知事許可（般-2）第14830号

産業廃棄物収集運搬
栃木県知事許可番号 00900053430

有限会社小久保商会 矢板市富田57-1 TEL 0287-43-0212
FAX 0287-43-2917

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6・7
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

遺言書を残すなど、誰に土地・建物を引き継いでもらいたいかなどを明確にしておくことで、残された家族が悩んだり、争うことがないように準備することが重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P8・9
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう！

P8・13
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう！

空き家の使い方を決めるにあたっては家財の処分や相続手続き等の理解を深めることが重要です。また売却や賃貸の可能性のある場合には、事前に相談する不動産業者や空き家バンクについて調査しましょう。

〈 広 告 〉

空き家の解体のことはハナツカコンストラクションにご相談ください

HanatsukaConstruction

株式会社ハナツカコンストラクション

伐採 抜根 破碎 解体 一般土木 栃木県知事(特-2)第20476号

矢板市片岡4番地 TEL:0287-48-3155



当面
そのままに
する

P10・11
参照

適切な管理を!

そのままにする場合でも、放っておいては荒れる一方です。いずれ活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



貸す
売る

P12~15
参照

有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や手続きについて考えることが重要です。



取り壊す

P16
参照

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉



一般社団法人栃木県解体工事業協会会員

有限会社 ハウスアドヴァイス

代表取締役 廣木 正則

〒324-0024 大田原市福原 1938-103

建物解体・不用品分別片付等
おまかせください!

伐採
伐根

大型物件・一般住宅・小屋
火災現場の片付け・クレーン作業
幅広く対応致します。

まずはお電話ください 見積無料

携帯 090-8648-4652

TEL・FAX兼 0287-28-0537

どのように次世代に引き継ぐか考えよう

＞現在の登記内容を確認しよう

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているかなど、登記事項を確認しましょう。



＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



＞困ったときは専門家に相談しよう

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、司法書士などの専門家に相談しましょう。(P18、19参照)



〈広告〉

URL <http://officewatanabe.jp>

WATANABE

株式会社渡辺工務店

お見積無料

解体工事

土木工事

建築工事

舗装工事

塗装工事

株式会社 渡辺工務店
〒329-2502 矢板市下伊佐野7-2

TEL 0287-44-0517
FAX 0287-43-9928

＞ 意思表示をしておこう

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがありますので、特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 (パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能)		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない		●無効になりにくい。 ●紛失などのリスクがない。
		※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります。	
デメリット	●文意不明等で無効になることがある。 ●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある。		●費用・手間がかかる。 ●証人が2人必要

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

| check! |

自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認ください。



〈 広 告 〉

空き家のことでお悩みの方ご相談ください
リフォームや修理・解体などの工事お任せください



雑木伐採
工事

屋根
工事

塗装
工事

左官
工事

ハウス
クリーニング

電気
工事

内装
工事

畳替え
工事

住宅
設備

大工
工事

解体
工事

石材
工事

鉄工
工事



全建総連建設栃木 矢板支部
ATセンター

矢板市川崎反町300-1 全建総連県北事務所内
Tel 0287-43-3881 Fax 0287-43-3248

相続登記をしよう



- ▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① > 必要な情報収集

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を
取得→法務局にて

手順② > 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

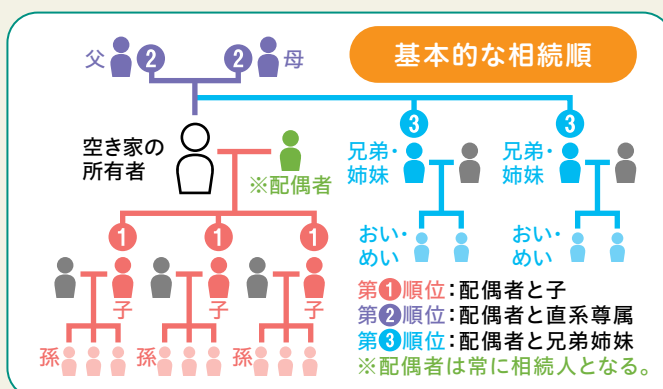
手順③ > 申請書、添付書類を
用意の上、法務局へ登記
申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ > 法務局の審査、
問題無ければ相続登記の
完了。

> 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

▶ オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で
戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

〈 告 白 〉

空き家の相続などの暮らしの法務に関するお困りごとはございませんか?

誠実、丁寧に應對し、わかりやすい説明を心がけております。お気軽にご相談ください。

相続・遺産承継

遺言書の作成支援

成年後見

土地・建物の名義変更

遺産分割協議書の作成

司法書士・社会保険労務士・行政書士

室井総合事務所

〒329-2136 矢板市東町 3002-3

TEL.0287-47-5616

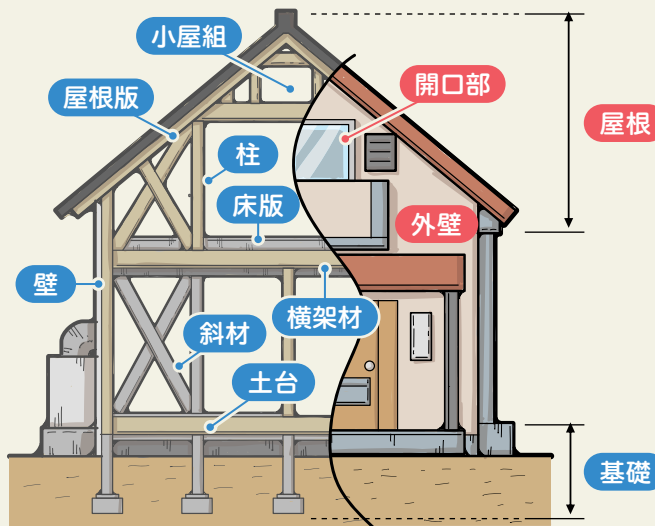


空き家の状態を知ろう(インスペクション)

▶ 建物状況調査(インスペクション)は、空き家の劣化状況等の調査を行うもので、特に住宅の売買においては、売り手と買い手ともに、住宅の状態を把握し取引が出来るとして現在ニーズが高まっている制度です。

木造戸建て住宅の場合

2階建ての場合の骨組(小屋組、軸組、床組)等の構成



建物状況調査とは

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。



検査にかかる時間・費用は?

物件の規模にもよりますが、3時間程度が見込まれます。
費用は各調査実施者により異なりますが、一般的には5～10万程度とされています。



リフォームやインスペクションについての相談は?

P19
参照



既存住宅状況調査技術者検索サイトから調査実施者を検索することも可能です。



詳細は
こちら

〈 広 告 〉

まちづくりを通して地域社会に貢献します

解体工事をお考えの方はご相談ください

 **萩原建設 株式会社**

〒329-1574 矢板市乙畑 1190-1 TEL: 0287-48-1222



近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	ポイント
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☐ 郵便受、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがないか	

〈 広 告 〉

住宅を守る屋根・外壁の塗装から

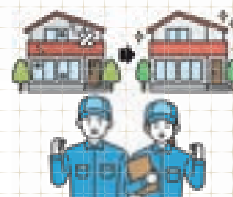
快適生活のためのリフォームまでお任せください

建築塗装・リフォーム



株式
会社

斎藤塗装工芸



矢板市鹿島町 3-30 TEL 0287-43-0722



空き家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう



外部まわり

☐ 屋根

- ・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

- ・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

- ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

- ・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

- ・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

- ・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

- ・水抜き穴の詰まりの有無
- ・ひび割れの有無
- ・目地の開きの有無

☐ 塀

- ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

- ・樹木、雑草の繁茂
- ・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

- ・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

- ・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

- ・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

- ・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、
割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

- ・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

- ・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉



住まいのリフォーム

家を守る。
それは、家族を守ること。
暮らしを守ること。

屋根

太陽光発電

室内

水回り










株式会社 **カナメ**

2021年10月 建売60年

栃木県矢板市木幡1779-9

リフォームのプロである私たちにおまかせください。

通話無料

0120-872-118

矢板支店

0287-43-2375



← 情報満載
カナメのHP

空き家の売却、賃貸を検討しよう

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理が難しい場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

＞ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



＞ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう

● 売却 詳しくはP14へ

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸 詳しくはP15へ

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P18、19参照



＞ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう 詳しくはP16へ

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P18、19参照

〈 広 告 〉

空き家のことでお悩みはございませんか？

中古住宅、土地、アパート、賃貸売買などの不動産の事ならおまかせ下さい。

株式会社 栃 商

矢板市本町5番12号 栃木県知事(15)第724号

TEL : 0287-43-2534 FAX : 0287-43-1960

mail : tochisyou@atto-home.net



＞ 売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**
空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…
- **売却するのに費用負担が分からない場合には？**
解体費や測量費なども含め、不動産業者に相談してみても…
- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**
隣の家に買ってもらえないか提案してみても…
- **売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？**
建物状況調査（インスペクション）（P9参照）をしてみても…
- **借地で空き家が売却できない場合には？**
借地契約を延長して賃貸を検討してみても…
- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**
固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…
- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**
建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…
※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の
広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する
仕組みです。
- **空き家バンクを利用してみても？** 詳しくはP20へ
空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。



空き家の情報登録・情報の閲覧は

お問い合わせ 都市整備課 … TEL.0287-43-6213



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



＜ 広 告 ＞

土木・建築設計施工

株式会社 **大東建設**

本社 矢板市富田304 TEL 0287-43-6950



07 売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るのが?

＞ メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



＞ デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性あり
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性あり



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談してください。



⑤ 広告

販売活動を行います。



② 物件調査

売却予定物件を調査します。



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します。



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます。



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約になります。



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します。



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します。



〈 告 告 〉

空家 相続 買取 リースバック

不動産
買取
致
し
ま
す



査定無料



秘密厳守



現金買取

【栃木県知事許可(1)第5191号】

株式会社
さくらハウジング

さくら市桜ヶ丘 1-8-5

お気軽にご相談下さい♪

Tel.028-612-4987



お問い合わせはこちら▶



メリットは?デメリットは?どう貸すの?

＞ メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



＞ デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

① まずは不動産業者に相談

賃貸条件をざっくりばらんに相談してください。



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します。



② 物件調査(リフォームする場合)

物件の調査を行います。

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約になります。



③ リフォーム

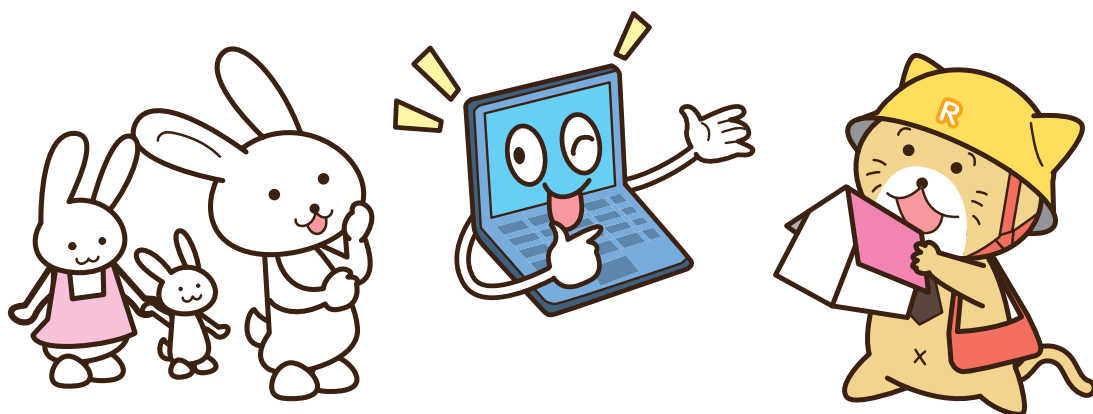
見積書を確認し建築士等にリフォームを依頼します。



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?

不動産業者にお願いするのか?相談してください。



09 解体のこと

空き家の解体のメリットは? デメリットは?

> メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



> デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います。



② 物件調査

現地調査します。



③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します。



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します。



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います。



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者に連絡します。
衣類や家具などの移動や処分します。



⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、
ご近所に挨拶されるとよいでしょう。
(解体業者が代行される場合もあります)



⑧ 解体

工事が完了したら、
現地確認し、工事代金を支払います。



解体した建物は、滅失登記をしましょう



- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。

< 広告 >

矢板市の街づくりに貢献します。

 **konishi 有限会社 小西建設**

〒329-1573 矢板市越畑244-3

TEL 0287-48-1755 FAX 0287-48-2894





空き家等に関する補助事業

矢板市では、家屋の除却や耐震化に対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は各事業の担当までご連絡ください。

矢板市の補助金について(令和6年度現在の補助制度)

空き家等に関する補助金について

> 空家等解体費補助金

市内の老朽化や経年劣化による危険な空き家等の解体費に対し、補助金を交付します。

担 当 都市整備課 TEL.0287-43-6213

補助金額

解体工事費の2分の1

矢板駅西地区の用途地域内 最大60万円

その他の地域 最大50万円

補助要件

①矢板市内に存在する空家等で、不良住宅に該当するもの

②営利目的で所有している住宅でないこと

③所有権以外の権利が登記されていないこと

④公共事業等の補償の対象となっていないこと

※補助要件に該当するか、事前に調査を行います。



> 耐震診断・耐震改修費補助金

● 木造住宅耐震診断士派遣制度

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅に対する耐震診断等に耐震診断士を派遣します。

担 当 建設課 TEL.0287-43-6212

耐震診断費用 無料

● 木造住宅耐震改修費補助金

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅に対する耐震改修等に必要経費の一部を補助します。

担 当 建設課 TEL.0287-43-6212

補助金額

耐震改修費用の5分の4(最大100万円)

耐震建替費用の5分の4(最大100万円)

空家等の利活用に向けた補助金もございます

矢板市では、平成31年3月「矢板市空家等対策計画」を策定し、空き家の解消や利活用を図るため、各種の支援制度を行っています。各制度の交付条件など詳細については、矢板市ホームページでご確認ください。

詳しくは
こちら▶



〈 広 告 〉

空き家に新しい価値を

セカンドハウス・趣味の家・別荘・民泊など
リノベーションで対応致します。



株式会社 井上住建
TESHIO DESIGN

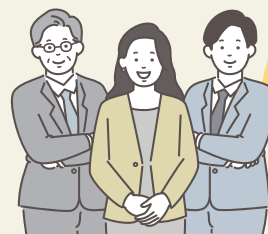
矢板市富田 527-1 サンマートハイツ 1 階
サンマートハイツ店舗 2 号

TEL 0287-47-6546





空き家の相談窓口



私たちが
お手伝い
いたします

> 空き家に関すること

担当窓口	内容	電話番号
都市整備課	空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や審議会、関係団体と連携・相談し対応します。	TEL.0287-43-6213

> 固定資産税に関すること

担当窓口	内容	電話番号
税務課	- 固定資産税の課税内容についてのお問い合わせ - 固定資産税に関する各種届出(納税義務者変更、家屋の滅失など)	TEL.0287-43-1115

> 相続・登記に関すること

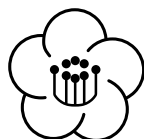
担当窓口・事業者団体	専門家	電話番号
宇都宮地方法務局 大田原支局		TEL.0287-23-1155
栃木県司法書士会	司法書士	TEL.028-614-1122

> 土地の境界に関すること

担当窓口・事業者団体	専門家	電話番号
地籍調査課(調査実施区域内)		TEL.0287-43-3062
栃木県土地家屋調査士会	土地家屋調査士	TEL.028-666-4734

< 広 告 >

少数精鋭の解体工事会社



株式会社 椿

〒329-2213 栃木県塩谷郡塩谷町熊ノ木1290-2
TEL 090-3505-8189



> 売却・賃貸に関すること

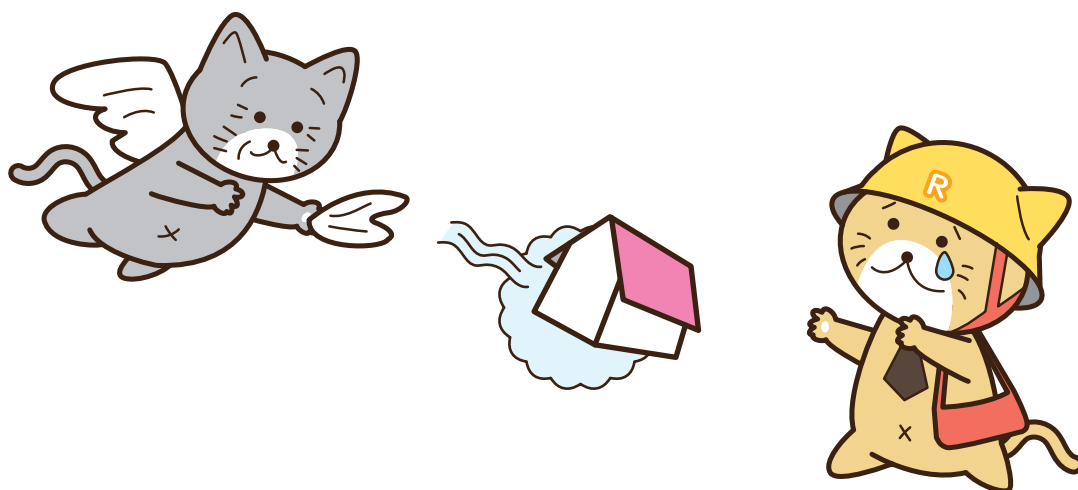
事業者団体	専門家	電話番号
(公社)栃木県宅地建物取引業協会 県北支部	宅地建物取引士	TEL.0287-62-6677
(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI) (マイホーム借上げ制度)	ハウジングライフ (住生活)プランナー	TEL.03-5211-0757

> 建物の診断・リフォームなどに関すること

事業者団体	専門家	電話番号
矢板市建設業協会	建築士ほか	TEL.0287-43-6213 (都市整備課から会員を紹介)
全建総連建設栃木矢板支部 ATセンター		TEL.0287-43-3881

> 適正な管理(草刈、植木のせん定など)に関すること

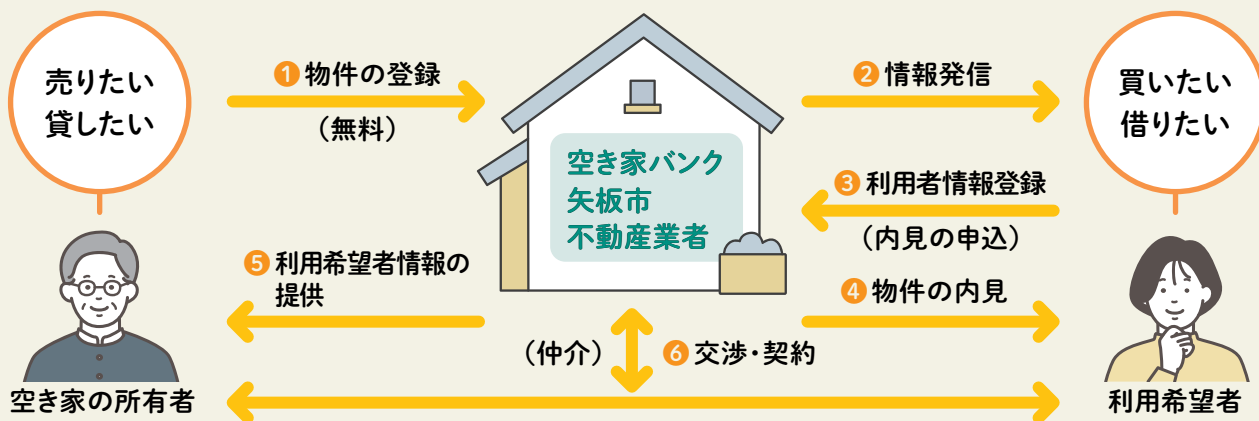
事業者団体	電話番号
(公社)矢板市シルバー人材センター	TEL.0287-43-6660



住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は矢板市のホームページ等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- インターネットで全国に発信
- 空き家バンク制度を利用して購入した方が改修をする際に補助が受けられます。

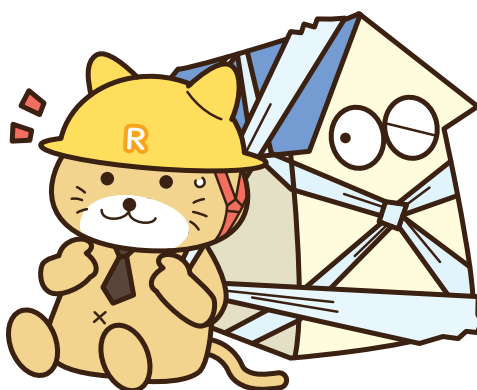
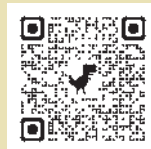
どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な家

お問い合わせ 都市整備課

TEL.0287-43-6213 FAX.0287-43-9790

MAIL.tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp





矢板市 空き家の手引き

